

新たな食品表示制度における加工食品の 原料原産地表示についての方向感（案）

【これまでの経緯】

- 検討会の議論の中では、原料原産地表示制度そのものに対する否定的な意見や、その拡大に反対する意見が大勢であった。しかしながら、原料原産地表示の義務付けの根拠を明確にして制度設計を行うのであれば義務付け対象品目の拡大を行うことについての検討会としてのコンセンサスを得られるのではないかと考え、たたき台案で、誤認防止を義務付けの根拠とするという考え方を示したところである。

論点 4 加工食品の原料原産地表示について

加工食品の原料原産地表示について、どのように考えるべきか。

（前略）これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、原料の原産地に関する誤認を防止し、消費者の合理的な商品選択の機会を確保する観点から義務付けることとし、原料の品質が加工食品の品質に与える影響が明らかでなくても、消費者が当該加工食品の加工地（＝原産地（国内））と原料の原産地が同じであると誤認しやすい商品については義務付けの対象とすることとしてはどうか。

【「論点についての検討方向（たたき台案）」より抜粋】

- 第 8 回検討会では、これに対して、たたき台案の記載内容だけでは具体的な義務化のイメージが分からないとの御意見があった。また、委員から、「原料に価格差があって、それが最終製品の価格に反映されていないと疑いがあるもの」や「冠表示がある食品」を対象食品とすべきとの意見があった。
- 上記意見を踏まえ、別紙のとおり、具体的イメージを整理したので、これらを参考としつつ、新しい食品表示制度の下でどのような場合に原料原産地表示が必要か実態等を踏まえて十分議論してはどうか。

【別紙】

義務化の具体的なイメージ

原料原産地の誤認を防止する観点から、次の（１）の方式により、あるいはこれと併せて、又はこれに替えて、（２）の方式により、原料原産地の表示を義務付けることを検討してはどうか。

（１）指定加工食品に原料原産地表示を義務付ける方式

ア 義務付けの根拠

国産の加工品（注１）については、製造業者名、販売業者名が付記されているところ、一般消費者が加工食品の表示をみて、加工食品の原産国（＝加工地）が日本であると認識するにとどまらず、原料の原産地も日本であると認識（＝誤認）する場合には、かかる誤認を打ち消すために、原料の原産地を表示する必要がある。

イ 指定のメルクマール

一般の消費者が加工食品の原産国と原料原産地が同じであると誤認してしまうのは、その加工食品が次のような特性を有する場合であると考えられ、これが指定のメルクマールとなる。

- （ア）一般消費者からみると、生鮮食品に調味、塩蔵、乾燥など簡単な加工行為（注２）を行っただけのものにみえるため、加工食品とその原料を同一視する傾向があるケース
- （イ）国産原料と海外原料の間に価格差があり、一般消費者側は、加工食品の価格にも原料の価格差が反映されるとみる傾向があるケース

ウ 義務付けの対象となる原料

原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品（首位原料）

エ 義務付けの手続

例えば、加工度が低く、生鮮食品を主原料とする加工食品について、消費者、生産者、事業者等の関係者から、一般消費者が最終製品である加工食品の加工地と原料原産地が同じであると誤認する可能性が高いかどうか意見を聞き、可能性が高いと認められる品目を個別に指定する。

オ 現行要件との関係性

現行の選定要件にある品質の差異や重量割合の多寡（50%以上か否か）に限定されずに、対象品目の候補とできる。

- ※1 農産物漬物品質表示基準の重量割合と整合性をとる必要がある。
- ※2 既に指定されているものを例に挙げれば、うなぎの蒲焼は、原料となるうなぎが海外品であっても、国内で調理すれば、国産品となるが、一般消費者は、その程度の加工で原産国が変動するとは思わず、うなぎの原産地も日本であると誤認するおそれがあるものとして、原料原産地表示の義務を課す必要がある、という整理になる。

（注1）輸入された加工食品については、輸入品である旨の表示が義務付けられているので、はじめから誤認は生じない。

（注2）原産国の決定に当たっては、その程度の加工でも「実質的変更」がなされたものとして取り扱われる。

（2）指定加工食品のうち、一定の強調表示がされているものに原料原産地表示を義務付ける方式

ある程度加工度の高い食品であっても、国産の加工食品に、加工地の地名が積極的に表示されている場合には、その原料の原産地も日本であると誤認される可能性が高くなる。その誤認を打ち消すという新たな考え方で、原材料の原産地を表示する。

ア 特定加工地を強調して表示している食品

- ・例えば、A国産のりんごを使用しB県で加工（乾燥）した「りんごチップス」に「B県加工」と表示した場合、原材料であるりんごについて原産地である「A国産」を表示することとする。

※ 「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」の原産国の表示ルールと整合性をとる必要がある。

イ 義務付けの手続

- ・例えば、特定の加工地を強調表示している加工食品について、（1）のイの手続に準じて、個別に指定する。